

那須塩原市農業委員会

第 1 8 回総会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 4 日（金）

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和3年12月24日(金) 午後1時30分～ 午後2時50分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田渕 徹	〃	20	竹村 文祥
〃	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：1名 松本 誠治委員

5. 議事録署名人の指名：14番 松本 忠太委員、16番 江連 節男委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第3条関係)
- 2) 議案第2号 買受適格証明願いについて(法第5条関係)
- 3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可処分取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画変更(編入関係)
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画変更(除外関係)
- 8) 議案第8号 非農地証明願いについて
- 9) 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 那須塩原市農作業標準料金について
- 11) 議案第11号 那須塩原市非農地証明事務処理要領の制定について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	村松 隆	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第18回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、松本誠治委員です。また竹村文祥委員は遅刻ということになります。 とりあえず在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号14番 松本忠太委員と、16番 江連節男委員を指名いたします。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。 番号1番及び2番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員	議案第1号、番号1番について報告します。 公売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、井口工業団地東側に隣接しています。 現地調査は、12月22日、午後9時40分頃に願い出人から行いました。 願い出人は、農業の規模拡大をするため今回の入札への参加を希望しており、申請地においては水稻の作付けを計画しています。 現地調査班および地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の願い出は、証明相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 公売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、井口工業団地東側に隣接しています。 現地調査は、12月22日、午前9時15分頃に願い出人から行いました。 願い出人は、農業の規模拡大をするため今回の入札への参加を希望しており、申請地においては水稻の作付けを計画しています。 現地調査班および地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号2番の願い出は、証明相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に、議案第2号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。

番号1番について 大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員

議案第2号、番号1番について報告します。

公売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に
適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

公売地は、上赤田公民館より北西へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時40分頃に行いました。

都市計画法上の準工業地域であるため、立地基準上問題ありません。

公売への参加目的及び事業計画は、申請地を砂利、コンクリートブロック、足場資材及び重
機等を置く資材置場として利用する内容です。

上下水道は使用しません。

フェンスの設置及び既存ブロック塀を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は
無いと判断しました。

地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第3号「農地法 第3条の 規定による 許可処分の取消願いについて」を議題とい
たします。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第3号、番号1番について、調査結果を報告します。

農地法第3条の許可を取り消す願い出です。

願い出人・土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月22日、午前11時30分頃、願い出地で願い出人から行いました。

願い出地は、那須塩原市立西小学校より北へ400メートルに位置しています。

令和3年11月の3条許可により、申請地は譲受人に売買をされる予定でございましたが、申

	請者の都合により、取り消し願いが提出されました。
	『取消の理由』について調査したところ、譲受人は売買の許可を得て、登記の手続きを進めておりましたが、譲受人本人ではなく、譲受人の妻の名義での所有権移転登記を行いたいとの希望から、本願い出に至ったとのことでした。
	以上、調査の結果、取り消しはやむを得ないと判断しました。
	番号１番の申請は、取り消し相当として委員各位のご審議をお願いし調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、金田廣衛委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号１番については取消することに決しました。
	次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号１番について 大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員	議案第４号、番号１番について報告します。
	農地を贈与する申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、１２月１９日、午後１時３０分頃、申請地で、申請人から行いました。
	申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約１キロメートルに位置しております。
	譲受人の経営状況は、水稻約１．５ヘクタール、野菜約３５アールを両親と共に作付けしています。
	申請地の耕作予定は、飼料作物を作付けするとのことでした。尚、この飼料作物は自分の家からこの申請地に着く距離よりもはるかに近い近隣の酪農家が作付けを予定しているとのことでした。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
	番号２番について、室井孝美委員と関連がありますので、退席を求めます。
室井 孝美委員	(退席)
議長	番号２番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央委員	議案第４号、番号２番について報告します。
	農地を売買する申請です。

	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、１２月１５日 午前１０時頃、申請人宅で申請人から行いました。
	申請地は、上郷屋工業団地より南東へ約３００メートルに位置しております。
	譲受人の経営状況は、現在水稻４．５ヘクタール、ネギ１．２ヘクタール、トラクター３台、コンバイン２台、田植機１台、その他関連機械を所有し、家族３人で耕作しています。
	申請地の耕作予定は、現在は栗が植樹されていて、伐採、抜根し水田にする予定です。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので 加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
室井孝美委員	室井 孝美委員の入室をお願いします。
	(入室)
議長	室井 孝美委員に報告します。
	番号２番については、許可することに決しました。
	番号３番について 藤田一郎委員の報告を求めます。
藤田一郎委員	議案第４号、番号３番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、１２月１６日 午前８時３０分頃、申請地で申請人から行いました。
	申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約１００メートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、耕運機１台、防除機１台を所有しており、田４７９アールについては作業委託により飼料作物を作付けしていて、残りの１４アールの畑については野菜及び花木を作付けしている状況です。
	申請地の耕作予定は、３０８アールすべてに野菜を作付ける予定とのことです。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
	番号４番及び５番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第４号、番号４番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、１２月２２日 午前１１時４０分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ４００メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、トラクター１台、管理機１台、田植機１台、乾燥機２台を所有し、譲受人と夫の二人での作業労力とパートの雇用を予定しています。

申請地の耕作予定は、イチジク、そば、にんじん、にんにくの計１０、４２５平方メートルを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第４号、番号５番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、１２月２１日 午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、国道４号線烏ヶ森入り口交差点より南へ５０メートルに位置しています。

借受人の経営状況は、稲作、牧草の計６７５アールの作付けと、乳牛２０頭、和牛４５頭、和牛子牛３０頭、トラクター４台、ローダー２台の所有となっています。

申請地の耕作予定は、借手人からの引き続きで牧草になります。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号５番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号４番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。

次に、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。

番号６番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連節男委員

議案第４号、番号６番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

なお、借受人は農地所有適格法人の要件には該当しないため、「農地を適正に利用していな

	い場合には、貸借契約を解除する」旨の条件が貸借契約書に付されております。 調査は、１２月１４日、午後１時頃、申請地で、代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より東へ約３００メートルに位置しております。 借受人の経営状況は、本年７月に設立をした農業法人の為、現在は農業経営を行っておりません。 申請地の耕作予定は、許可後、資金借り入れにより小ネギの水耕栽培施設を延べ４棟、３、４２０平方メートルを整備し、栽培経験のある専門家の技術者のもと農業経営を開始する計画です。 農業用水は地下水を利用し、循環型とする計画になります。 調査の結果、申請地は今後借受人により耕作されると見込まれます。 また、農地法第３条第２項及び、解除条件付き貸借の要件である第３項の各号に該当しないことも確認いたしました。 番号６番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について 質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので 江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
高瀬和夫委員	番号７番について 高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第４号、番号７番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、１２月２０日、午前１１時頃、申請地で、申請人から行いました。 申請地は、下大貫集落センターより西へ約５００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、水田３６、０００平方メートル、畑２、５７９平方メートル、トラクター２台、コンバイン１台、田植機１台。米、にら、露地野菜などを作っています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
議長	番号７番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号７番について 質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので 高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。 次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番及び２番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員

議案第5号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より南西へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、駅、小中学校、病院、スーパー等が近くにあり、住居として最適であるため宅地分譲を計画し本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地及び隣接地を利用し宅地分譲地7区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は既存側溝へ放流します。

外周にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前11時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、駅、小中学校、病院、スーパー等が近くにあり住居として最適であるため宅地分譲を計画し本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地及び隣接地を利用し宅地分譲地6区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は既存側溝へ放流します。

外周にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前11時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

藤田一郎委員	番号３番について、藤田一郎委員の報告を求めます。 議案第５号、番号３番について報告します。 売買による所有権の移転により、宅地分譲を造成するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北東へ約１キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は市内で総合不動産業を営んでおりますが、那須塩原駅近くに区画整理事業受益地で、小中学校も比較的近いことから住宅需要も高く、住宅分譲を計画したところ土地所有者の協力も得られたことにより今回の申請に至ったものです。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲地８区画を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を使用し、雨水は既存側溝へ放流します。 外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、１２月２１日、午前１１時５０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
室井孝美委員	番号４番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第５号、番号４番について報告します。 贈与による所有権の移転により一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立健康長寿センターより南南西に約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在市内のアパートに住んでおり、共働きをしています。勤めが夜勤中心の為近隣住人との付き合いも難しい状況となり、将来子供が生まれたら手狭になるため、父の土地を一部譲り受け一戸建てを建築したく申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、１２月２２日、午前９時１５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。

木下久雄委員

議長

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番及び6番について、木下久雄委員の報告を求めます。

議案第5号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、貸駐車場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR黒磯駅より北西へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は市街地なので、駐車場の需要が多いため貸駐車場として利用するとのことでした。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に貸駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

周辺に農地はなく、転用による影響はありません。

現地調査は、12月21日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号6番について報告します。

贈与による所有権の移転により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より南西へ約3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在親と同居していますが、家屋の老朽化が激しいため、自宅前の農地に住宅を建築するための転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、污水排水は合併浄化槽により処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に地先境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

	無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。 次に、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。 次に、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。 番号１番について、藤田一郎委員の報告を求めます。
藤田一郎委員	議案第６号、番号１番について調査結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域への編入です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約２キロメートルに位置しています。 調査は、１２月２１日、午前１０時１０分頃に行いました。 申請人は、農地の保全のため農用地に編入したいとのことです。 申請人の経営状況は、現在１．４ヘクタールの水稻を作付けていますが、相続により取得した０．６ヘクタールの水田も農振農用地に編入し、より安定した農業経営をめざすとしています。 申請地の利用予定としては、０．６ヘクタールすべて水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 本申請は、地元調査員・調査班とも編入相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号２番について 秋元 誠委員の報告を求めます。
秋元 誠委員	議案第６号、番号２番について調査結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域への編入です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所西那須野支所より南西へ約１．７キロメートルに位置しています。 調査は、１２月２２日、午前１１時１５分頃に行いました。 申請人は、農地の保全のため、農用地に編入したいとのことです。 申請人の経営状況は、申請人である所有者は、今回編入申請地６，０５１平方メートルを含

	む水田約1.4ヘクタールを所有し、トラクター、コンバイン、田植機各1台により営農しています。 申請地の利用予定としては、今回の申請地は現在約20ヘクタールを経営する市内の認定農業者が水稻として耕作しており、農用地編入により今後も優良農地として水田利用される見込みです。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 本申請は、地元調査員・調査班とも編入相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。 番号1番及び2番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央委員	議案第7号、番号1番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市鍋掛十字路より西へ約1.5キロメートルに位置しています。 現地調査は、12月21日、午前9時25分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、現在住んでいる住宅が40年以上経っていて、家族の構成や住環境の変化に伴いまた家族の要望もあり、新しい住宅を建てる計画をしましたが現在建っている場所の建物がまだ納屋や倉庫として使えることとなり、住宅の前に新しい住居を建てることになりました。 申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。 議案第7号、番号2番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市戸田十字路より北へ約1.5キロメートルに位置しています。 現地調査は、12月21日、午前10時30分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、栃木県内の産業廃棄物最終処分場が不足しているため、栃木県産業資源循環協会及び県内の排出事業者からの要望に応えるために既存処分場の拡張を計画しました。拡張の条件としまして既存の処分場の隣接地であることが必須条件となることから、隣接地である本申請地が適正地であると思われます。 申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分と

	なります。本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
石崎 清委員	ちょっとお聞きしたいのですが、産業廃棄物の処理ということで、今までも農地であって産業廃棄物が入っている農地は、3年ごとに農業委員会で確認にいかなくてはいけないということになっていると思います。この申請は埋め立てをしてから、3年に1回の農業委員会の現地確認という形になるかと思うのですが、この申請に関して許可の対象になって、農地として産業廃棄物を埋めていくと思ったのですが、その辺受付の段階で農地であって産業廃棄物を終わったあともその所有者が農地として利用したいんだということの申請なのか、業者が所有するのか確認したいです。
事務局	農地としてではなくて売買で所有権移転として恒久転用での事業の予定という計画で出ています。
局長	今回恒久転用ということですので、これまでの許可のあった最終処分場の方は、一時転用というような形でしたので3年に1回ずつ許可を取って延長しているというのが実情ですので、その3年に1回申請が出た時に農業委員会として現場確認しているというような理解でした。 ですので今後もこの農振除外の今回の案件で農振除外ののちに転用申請が出てきた時には、恒久転用で所有者移転も伴ってということであれば農地への復元ということではなくなると思いますので3年に1度の現地調査、農業委員会の確認の義務付けはないと思われます。 ただ一方でその時に計画が変わってやはり一時転用という形で許可3年というような形でこの最終処分場をやっていくということであればこれまでの案件と同様に3年に1度ずつ許可の更新時に現場確認、現地調査という形になることかと思います。 いずれにしても現段階では恒久転用、所有権移転を前提ということで除外の申請があがっているというところでございますので、ご了解いただければと思います。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番及び4番について、秋元 誠委員の報告を求めます。
秋元 誠委員	議案第7号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より南西へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前11時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は市内の不動産業者であり、物件の販売が好調で新たな販売物件の確保が危険な状態とのことです。今回の申請地は住環境や学校、商業施設、交通機関等の利便性が高く短期間で販売可能な規模でもあり、また土地所有者の承諾も得られたことから、建売分譲地として農用地除外申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。

議案第7号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南西へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前11時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、今年の夏に海外から帰国し、実家に同居し手狭な生活をしており、両親の面倒や農作業の援助が可能な実家の隣接地を親から借りることが了承されたため、一般住宅を新築することとし、農用地除外の申請に至ったとのことです。尚、今回申請する土地の一部に既存の納屋が越境していることが判明したため、その部分も合わせて除外申請となります。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

室井孝美委員	番号５番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第７号、番号５番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、二区町自治公民より西へ２００メートルに位置しています。 現地調査は、１２月２２日、午前１１時１０分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、申請人は現在アパートに住居し設備業を営んでおりますが、事務所も資材、車両置き場もないため、今回住宅及び資材置場、駐車場と事務所を確保したく申請に至りました。 申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、室井孝美委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号５番については変更相当として市長へ回答いたします。
田淵 徹委員	番号６番について、田淵 徹委員と関連がありますので退席を求めます。
	（退席）
議長	番号６番について、室井孝美委員の報告を求めます。
室井孝美委員	議案第７号、番号６番について報告します。
	申出内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、折戸公民館より西へ約７００メートルに位置しています。
	現地調査は、１２月２２日、午前１０時１０分頃に行いました。
	変更の目的は農用地区域からの除外です。
	除外を必要とする理由は、申請人は全国で太陽光発電事業を展開しています。日照率が高く太陽光発電に有利な条件の揃っている那須塩原市において、再生可能エネルギーを増大し二酸化炭素の削減に寄与したい考えで申請しました。
	申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
	調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
	地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》

田渕 徹委員
議長

藤田一郎委員

議長

事務局

無いようですので、室井孝美委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。

田渕 徹委員の入室を求めます。

(入室)

田渕 徹委員に報告します。

番号6番については、変更相当として市長へ回答することに決しました。

次に、議案第8号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第8号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立波立小学校より南西へ約1.6キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時20分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書14ページから32ページが「利用権設定関係」の案件で85件、

合計面積は772,812.17平方メートルとなります。

この内29ページから32ページの24件、143,285平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて33ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、3,183平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として

	問題は無いと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。 次に議案第10号「那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第10号那須塩原市農作業標準料金について御説明いたします。 資料は34～35ページになります。 当議案につきましては、毎年、農作業標準料金を定めておりますが、来年度令和4年度分につきまして、御審議をいただくものです。 料金表は裏面の35ページになります。 委員からの意見や農作業標準料金検討委員会で検討した結果、令和4年度の料金は、最低賃金の上昇にともない、料金表の一番下の農作業一般の料金のみを改定する案です。 令和3年度との違いは、令和3年度は、1人・1日 7,000円と定めておりましたが、令和4年度は、時給の方が実態に即していることから1人・1時間882円の最低賃金に合わせて時給として定めるものです。 なお、備考欄の記載内容については、例年最低賃金が10月に改定されており、年度途中での改定となるため、留意事項として記載しました。 令和4年度の農作業標準料金につきまして、この内容で決定してよろしいか、御審議をお願いします。
議長	報告が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第10号については決定することに決しました。 次に、議案第11号「那須塩原市非農地証明事務処理要領の制定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第11号についてご説明いたします。 那須塩原市においては、非農地証明の要領を定めていませんでしたが、先月の全員協議会でご説明のとおり、栃木県で非農地証明事務処理要領の見直しがあり、国からは非農地判断の徹底が通知されましたので、那須塩原市においても、この基準に準じて事務処理要領を定めるために議案としたものです。 議案第11号の追加資料をご覧ください。 「那須塩原市非農地証明事務処理要領」の制定に伴う変更点をご説明いたします。

まず、現行の非農地証明は、従前は農地であった土地のうち、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にある土地について、本人からの願い出により証明書を交付するものであり、森林の様相を呈しているような遊休農地であっても非農地証明の対象としています。今後は、これを対象により「非農地証明」と「非農地判断」に区分して実施するものです。

まず、図の左側は、非農地証明となるものですが、対象は記載の通りですが、主に「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易ではないと認められる場合」となります。

根拠は那須塩原市非農地証明事務処理要領に基づき、手続きは非農地証明願い出があったものについて現地調査を実施し総会での決定後に非農地証明交付の流れとなります。

次に図の右側は非農地判断で「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」が対象となります。根拠は、国からの通知である「農地法の運用について」の制定に基づき、手続きは非農地判断願い出があったものについて、現地調査を実施し総会での決定後に非農地通知書を送付する流れとなります。

なお、これは本人の願い出によるものの場合で、農地利用状況調査の結果に基づく非農地判断については、従前どおり年に1回実施予定です。

以上の内容となりますが、「那須塩原市非農地証明事務処理要領」の制定について、ご審議をお願いします。

議長 説明が終了しました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

石崎 清委員

今までも非農地証明願いではかなり悩んでいます。

以前うちの地区でも本人の申請による非農地証明があったが、周りの状況も踏まえて判断するため簡単に許可できなかった。県の審議会にお任せしたが答えが出ず地元の判断に戻すことになりました。今後も難しい問題もあると思いますので事務局担当に任せるだけでなく、調査研究委員会、農業委員、推進委員等一致団結して取り組む必要があると思いますので意見として言っておきます。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第11号は決定することに決しました。

以上で 全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもって、那須塩原市農業委員会第18回総会を閉会いたします。